

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）による地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方独立行政法人法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 7 条関係）
- (2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第6条の5まで 省略 (勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員または国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体または特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準（同法第48条第2項または第51条第2項に規定する基準をいう。第19条第2項において同じ。）において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人（同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社</p>	<p>第1条から第6条の5まで 省略 (勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員または国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体または特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準（同法第48条第2項または第51条第2項に規定する基準をいう。第19条第2項において同じ。）において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人（同法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供</p>

法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）もしくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人または地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」または「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）もしくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人または地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」または「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた

の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)から(7)まで 省略

6から9まで 省略

以下 省略

在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)から(7)まで 省略

6から9まで 省略

以下 省略